

第48回 松江市都市計画審議会 議事録

1 日時 令和3年11月25日(木) 14時00分～15時30分

2 場所 島根県市町村振興センター 6F 大会議室

3 出席者

(1) 委員 (15名中、出席者13名)

藤居由香会長、足立裕子委員、荒薦章二委員代理岡村俊宏様、井上悦子委員、角可津夫委員、妹尾圭人委員代理佐川竜朗様、田中明子委員、田中昌子委員、津森良治委員、野々内誠委員、三島進委員、村松りえ委員、米田ときこ委員

(2) 事務局

松尾歴史まちづくり部長、井上歴史まちづくり部次長

都市政策課 服部課長、陶山主幹(計画係長)、道橋主幹、他2名

4 次第

・開会

・会長挨拶

・議事

議題第1号 松江市立地適正化計画の改定(防災指針の策定)について

・その他

・閉会

5 傍聴者数 1名

6 所管課 松江市 歴史まちづくり部 都市政策課(電話 0852-55-5373)

発言者	議 事
陶山係長	開会 それでは、定刻となりましたので、これより第 48 回松江市都市計画審議会を開会いたします。 私は本日の進行を務めさせていただきます、松江市都市政策課の陶山と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 まず本日の予定でございます。 本日は立地適正化計画の改定、防災指針の策定についての議案が一つということになっております。 概ね 15 時半を目途に終了を予定させていただきたいと思っております。 まず、開会に当たりまして、事務局を代表して、松尾歴史まちづくり部長よりご挨拶を申し上げます。
松尾部長	歴史まちづくり部長挨拶 失礼いたします。 歴史まちづくり部長の松尾でございます。 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。 本日は皆様お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。 本日の審議会は、9 月 1 日に委員の改選を行ってから初めての開催ということになります。 公募によりご就任いただきました、角委員様以外の方につきましては、引き続き委員をお受けいただきまして、まずもって御礼を申し上げます。 誠にありがとうございました。 本審議会につきましては、都市計画法に基づく松江市都市計画審議会条例により、設置されたものでございまして、公平公正な立場の第三者機関として、主には二つ、一つには、都市計画を決定する場合の事前審議、そしてもう一つが、市長の諮問に応じて、都市計画に関する事項についての調査審議、この二つを行う重要な役割を本審議会は持っております。 本日の審議の概要は、先ほど司会の方からも申し上げましたが、本市が松江市立地適正化計画を改定するに当たりまして、審議会の委員の皆様のご意見を本日伺うというものでございます。

	具体的には、近年全国的に自然災害が頻発化・激甚化しておりまして、河川の氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済の甚大な被害がおよんでいることから、国におきまして、安全安心なまちづくりの実現に向け、昨年6月に、都市再生特別措置法などの法改正が行われました。 この事を受けまして、災害ハザードに対する、居住誘導区域の再検証を行い、防災対策等を記載する、いわゆる防災指針を追加でこの立地適正化計画に策定するという作業を現在進めているところでございます。 本日は、今後予定しておりますパブリックコメントの素案をお示しし、皆様からご意見を賜りたいと思っております。 この後、担当者の方から内容等についてご説明をさせていただきますが、限られた時間ではございます。 委員の皆様には、大所高所から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶をさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
陶山係長	委員の紹介 ありがとうございました。 これより、座らせていただきまして、進めさせていただきます。 今回は、先ほど部長の挨拶もありましたけども、委員の改選がありまして初めての審議会ということでございますので、改めまして、本日ご出席の皆様方をお手元にお配りをさせていただいております名簿の順番にご紹介をさせていただきたいと思います。 学識の経験者という学識枠で、任命をさせていただいております委員の方々から紹介をさせていただきます。 農業分野の有識者ということでございます、足立裕子委員でございます。
足立委員	よろしくお願いいたします。
陶山係長	次がアトリエマツダ代表の井上悦子委員でございます。
井上委員	井上でございます。よろしくお願いいたします。
陶山係長	そして、次は島根県建築士会常任理事でいらっしゃいます、田中昌子委員でございます。

田中委員	田中でございます。よろしくお願いいたします。
陶山係長	続きまして、島根県立大学人間文化学部准教授、藤居由香委員でございます。
藤居委員	藤居でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
陶山係長	本日はご欠席という事でございますが、島根大学総合理工学部教授の細田智久委員、それと同じくもう1名の欠席ということでございますが、松江商工会議所の専務理事の松浦俊彦委員を、引き続き委員に任命をさせていただきます。 以上の方々が学識の委員ということでございます。 続きまして、市議会議員でいらっしゃいます委員の皆様をご紹介します。 まず田中明子委員でございます。
田中委員	田中明子です。よろしくお願いいたします。
陶山係長	続きまして津森良治委員でございます。
津森委員	失礼いたします。津森でございます。よろしくお願いいたします。
陶山係長	野々内誠委員でございます。
野々内委員	野々内でございます。よろしくお願いいたします。
陶山係長	三島進委員でございます。
三島委員	三島でございます。
陶山係長	村松りえ委員でございます。
村松委員	村松でございます。よろしくお願いいたします。
陶山係長	米田ときこ委員でございます。
米田委員	米田です。よろしくお願いいたします。

陶山係長	次に、関係行政機関から委員になっていただいております皆様をご紹介します。 島根県松江警察署長の荒薦章二委員でございますが、本日は代理といたしまして岡村交通第一課長様にご出席をいただいております。
岡村様	よろしくお願いいたします。
陶山係長	それから島根県松江県土整備事務所の妹尾圭人委員にお願いをしております。 本日は代理の出席ということで佐川統括調整官様にご出席をいただいております。
佐川様	佐川です。よろしくお願いいたします。
陶山係長	最後になりますが、公募委員をご紹介します。 角可津夫委員でございます。
角委員	角です。よろしくお願いいたします。
陶山係長	資料の確認 以上の委員の皆様、総勢 15 名になりますけども、任期につきましては、2 年間ということになってございますので、令和 3 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まででございます。どうぞよろしくお願いいたします。 次に、本日の出欠状況について報告をさせていただきます。 先ほど紹介でも申し上げましたが、本日は細田委員、それから松浦委員がご欠席ということで連絡をいただいております。 そして、代理出席で 2 名の方に出席をいただいておりますので、15 名中 13 名の出席ということでございます。 続きまして、本日お配りをさせていただいております資料の確認をさせていただきます。 先般、郵送で、ご自宅等々にお送りさせていただいておりますが、本日説明に使わせていただきます資料につきまして、A4 の松江市立地適正化計画防災指針パブリックコメント素案というものがございましてでしょうか。 それから、議題の 1-2 から、1-12 までの 11 枚綴りになっております A3 横の資料。それから、本日追加で配らせていただいております当日参

	考資料ということで A3 のカラー刷りのものがございます。本日 3 種類の資料ということでお配りをさせていただいております。 お手元にもしお持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局の方にお申し出ください。 よろしいでしょうか。 それではこれより、議事に入らせていただきたいと思います。まず本審議会はですね、改選後初めての開会ということでございますので、まずこの 2 年間の会長の選出をさせていただきたいと思います。 会長の選出につきましては、松江市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項では、審議会に会長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げるもの、すなわち学識経験のある方ということになっております。 学識経験のある方として、任命をされておられます委員の皆さんは、お手元の名簿にございます、先ほどご紹介をさせていただきました皆様方になります。 それではどなたか、学識の方の中から会長に立候補されるという方はいらっしゃいますでしょうか。 いらっしゃらないようですので、事務局から提案をさせていただくということでもよろしいでしょうか。
委員	(全員賛成)
陶山係長	ありがとうございます。 それではご賛同いただきましたので、事務局の方から提案をさせていただきます。 会長につきましては、改選以前から会長を務めていただいております藤居由香委員にお願いをさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
委員	(全員拍手)
陶山係長	ありがとうございます。 皆様異議なしということでございますので、藤居委員を松江市都市計画審議会の会長に選任をいたします。
藤居会長	よろしくお願いいたします。
陶山係長	よろしくお願いいたします。

	続いて、議事録署名に必要となる議席の決定ということが本来ございますが、会長を除きまして、本日すでに 50 音順で並んでいただいております。 この席順をもって、議席順という形にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員	(全員賛成)
陶山係長	ではそのようにさせていただきます。 それではここで会長に選出されました藤居委員と本日の進行について打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。 (打合せ)
陶山係長	大変お待たせいたしました。 それでは会長より就任にあたってのご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。
藤居会長	会長挨拶 島根県立大学の藤居です。引き続き会長を引き受けることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。 座らせていただきます。 前からの委員の皆様それから新しく引き受けてくださった方、よろしくお願いいたします。 今回の立適は2階に避難するっていうような言葉も出てきたと思うんですが、一昨日ですね、たまたま大学1年生にうちの4年生の子が卒業論文を書くにあたって簡単なアンケート調査をしたんですね。「将来どんな家に住みたいですか」って。 そしたら平屋が増えていたんですね。 ちょっとまだその防災の話って実は、松江市の防災部に来ていただく授業は2月にあるので、まだ松江市の防災を学ぶ少し前で、それが終わったら平屋希望者の気持ちも変わるのかもしれないですが、今まで私も長く住宅の授業をしていて、平屋が増えたっていうのはちょっと意外でした。 その一方で11月の初めに、学生を飯南町に連れて行きました。 飯南町のIターンのための住宅っていうのは平屋のセミオーダーで建

	てられているので、それが微妙に違うセミオーダーでできるってことが学生に印象を強く与えてしまったのかなっていうようなことも思ったりもしたところなんです。適切な場所に適切な住宅が建つというところ、都市計画、土地利用と住宅の問題っていうのを改めて、気づいたところです。 今日はパブリックコメントに出す前の段階ということになりますので、市民の皆さんの目の触れる前に、こういう風にした方がよく伝わるのではないかとか、或いはわかりにくいのではないかとというようなところは率直なご意見をいただければと思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。
陶山係長	どうもありがとうございました。 それでは、これより先の議事進行につきましては藤居会長の方をお願いをさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。
藤居会長	出欠の確認 はい。 それでは改めて、本日の出席確認をいたします。本日は細田委員、松浦委員がご欠席となっておりますので、代理出席を含めまして、15名中13名の出席となっております。
藤居会長	定数・審議会成立の確認 過半数に達しておりますので、松江市都市計画審議会条例第6条に基づきまして、本審議会は成立しております。
藤居会長	公開の確認 続いて本日の審議会の公開・非公開に関しての確認になります。 本日の審議会を松江市都市計画審議会運営規則第5条に基づきまして、原則公開といたしますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
藤居会長	ありがとうございます。 それでは公開とさせていただきます。

藤居会長	職務代理者氏名 続きまして、職務代理者の指名をさせていただきます。 委員の改選も初回ということですので、松江市都市計画審議会条例第5条第3項に基づき指名を行うものです。 条例では「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とあります。 職務代理者は、本日ご欠席ではありますが、細田委員を指名させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なし) はい。ありがとうございます。 それでは事務局の方から、細田委員へその旨をお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。 それでは事務局の方から議題第1号松江市立地適正化計画の改定（防災指針の策定について）のご説明をお願いいたします。
道橋主幹	事務局説明 失礼します。事務局、都市政策課の道橋と申します。 私の方から議題1についてご説明をさせていただきます。 それでは表にパブリックコメント素案と書いてあるA4をご覧ください。なっていたいただければと思います。 まず、めくっていただきまして、最初のところに今回のパブリックコメント素案の目次を載せております。 大きくは防災指針の概要、それから2点目で災害リスクの分析、3点目で防災まちづくりの将来像と方針、最後の4点目で、防災まちづくりの取組ということで目次の構成をしております。 続いて3ページでございます。 まず初めに背景と目的というところで記載をしております。 冒頭、部長からの挨拶にもありました通り、最近、自然災害が頻発して、激甚災害が起きているということも受けまして、法改正がなされたところでございます。 この法改正によりまして、居住誘導区域内で行う防災対策、安全確保策を定める防災指針の策定が位置付けられたところでございます。 このことを受けまして、本市におきましては、平成31年3月に立地適正化計画を策定しておりますけれども、これを増強し、新しく作る防災指針を作成して、立地適正化計画に反映していくものでございます。

続いて4ページをご覧ください。

防災指針のイメージでございます。

防災指針とは、居住誘導区域内の防災対策を示すものです。

松江市における災害リスクを整理、分析するとともに、防災まちづくりの将来像、それから方針を明確にし、その実現に向けた対策やスケジュール等の取組みを定めるものでございます。

作成のイメージにつきましては、図に示してある通りでございます。

続きまして、6ページの方をご覧ください。

6ページには防災指針の構成ということで書いております。

今回お示ししておりますパブリックコメントの素案の目次が右側の部分に書いてございます。

それで、左側につきましては、今、現に作成をしております立地適正化計画の章立てを書いておりますけれども、今回お示しする防災指針の部分を、現行の立地適正化計画の第7章のところに追加をいたしまして、立地適正化計画を增強するというものでございます。

防災指針の概要についての説明は以上でございます。

続いて7ページでございます。

ここからは災害リスクの分析ということで書いております。

初めに、松江市におけますハザード区域等ということで書いてございますけれども、本市でハザードとなり得るようなものにつきまして、下の方にまとめておるところでございます。

自然災害を大きく分けまして、水災害、土砂災害、地震災害という3つに括って整理をしております。

表の2つ目の欄のところに、都市計画運用指針と書いてある欄がございまして、赤の色がついているレッドと書いてあるものが6つございます。これがいわゆる災害レッドゾーンということになります。

同じく、黄色く色を塗っております災害イエローゾーンということで、5つ設定をしております。これらのレッド・イエローゾーンにつきましては、防災指針でリスク分析をすることが必須ということで、手引き等で示されているところでございます。

それ以外に都市計画運用指針のところで、家屋倒壊等氾濫想定区域、それから地震災害のところの2つ。これにつきましては、松江市の独自の想定する項目ということで、計3つ、想定されるものを記載しているところでございます。

その隣の欄は、関係法令等を示しておりまして、一番右側の備考のところで「該当なし」となっているものにつきましては、この松江市におきましては指定がないということを表示してございます。

ですので、松江市として、ハザード区域等になり得るものとしては、上から5つ目の浸水想定区域、洪水の部分。それから家屋倒壊等氾濫区域。それから地震災害の2項目ということで、計4つのハザードとなりうるものについて、次のページ以降に記してございます。

それではめくっていただきまして8ページでございます。

8ページにつきましては、洪水想定区域におけるハザードに指定されているものを記したものでございます。

今日、お手元にお配りしておりますA3横の図面があらうかと思えますけれども、8ページのところで記載しているものを拡大したものを付けてございまして、図7-5につきましては、資料版として議題1-2のところが該当するものでございます。

今、議題1-2と右下に書いてある資料は、計画規模の降雨があった場合の浸水想定を示すものでございます。

この地図上でのピンクの線が入っているところが居住誘導区域ということで設定しているエリアとなっております。

ご覧になっていただくと、この居住誘導区域内でも計画規模の降雨であっても、浸水すると想定される区域が設定をされているところでございます。

図面の方の議題1-2のところを1枚めくっていただきますと、こちらが図7-6というところで、こちらは1,000年に1度の確率で起こる降雨、これを想定した場合の浸水想定区域を示したものでございます。

先ほどの計画規模のものより面積としては若干広く、色合いが若干濃くなってきて、浸水する深さが若干深くなっているということが見て取れるかと思えます。

ここで特にですね、東出雲町揖屋干拓地のあたりや宍道湖の北側の部分の打出町のあたり、この干拓地については赤色が濃くなっております。それから宍道町、一番左側の方で三角州みたいなところがありますけど、ここも埋め立て地で、こちらでも深い赤色で、この赤い部分については、垂直避難が困難となる3メートル以上の浸水が想定されているエリアということになってございます。

ただ、今これはすべて埋立地でございまして、現状では民家等もなく、人が住んでいらっやらない地域ということになってございます。

同じくこの議題1-3の絵を見ていただきますと、東出雲の意宇川のところに黒い線が太く強調されている部分があるかと思えますけれども、これはL2想定の場合、この浸水想定区域とは別に家屋倒壊等氾濫想定区域ということで、河岸侵食によって家屋流出、それから倒壊の恐れがある区域ということで、意宇川の両岸にそういう区域が設定をされ

ているところでございます。

浸水想定区域については居住誘導区域内に存在しますので、この後の災害リスク分析を行いたいと考えております。

続きまして A4 版の方の 9 ページ。

津波のところをご覧いただければと思います。こちらは津波浸水想定
の区域を示したものでございます。

こちらにつきましては、島根県の方より公表をされておきまして、本日は、拡大した図面を用意していただくわけではなくて申し訳ございませんけれども、A4 版の方を見ていただきまして、最初の 3 つの図、これにつきましては日本海側を示しておりますけれども、若干色がついておきまして、最大クラスの津波が来た場合の浸水が想定される区域があるということで示されております。

次のページをめくっていただきまして 10 ページ。

こちらにも津波の浸水想定を表すエリアになるんですけれども、上 2 つの図につきましては日本海側、さらには境水道あたりに若干津波による浸水が想定されるというところがあります。それから下 2 つの図につきましては、中海沿岸部、色合いがちょっと黄色で見にくいかと思いますが、若干浅い程度の浸水が想定されるということになっております。

この津波につきましては、居住誘導区域には影響しませんので、この津波に対するエリアにつきましては、災害リスク分析の対象から外すこととしております。

続いて、右側 11 ページ、土砂災害のところをご覧ください。

A3 の図面のページは、議題 1-4、拡大したものを用意しております。

そちらをご覧になっていただきますと、土砂災害に関するハザードエリアとして、島根県、それから国土交通省等々から指定をされているものでございます。

特に山間部のところで緑のメッシュのようなものが目立ちますが、これは地すべり想定区域というところになっております。

あとは市内に点在しておりますけれども、やはり山がちなところにはこの土砂災害のハザードエリアが設定をされるというところが見て取れるかと思っております。

居住誘導区域内におきましても、この土砂災害によるハザードエリアが設定をされているということとなっております。

ですので、この土砂災害についても、次の災害リスク分析の対象として取り扱っていくということとしております。

続きまして、図面と A4 のページを 1 枚ずつおはぐりいただきまし

て、地震災害に該当します大規模盛土造成地というものを考察したものになります。この大規模盛土造成地とはというところですが、いろいろ最近の大地震によりまして、滑動崩落などの被害が起きていることを踏まえまして、国の方が大規模盛土造成地のガイドラインというものを策定しております。

このガイドラインに基づきまして、松江市におきまして、大規模盛土造成地の抽出・スクリーニングを行っておりまして、その成果として作っております図面が今お示ししている図面となります。この大規模盛土造成地につきましては、前回の都計審でもお話をさせていただいた通り、大規模盛土造成地であるから、直ちに危険であるとは見込まれないということをお話させていただいたところございまして、そのことから、本指針では災害リスクの分析からは外すこととしたいと考えております。

ただ、このマップを作っておりますので、このマップを活用しながら、市民の皆様には防災意識を高めていただくために、周知活動の取り組みは継続していきたいと考えております。

続きまして、A4の方が13ページ、図面は議題1-6のところをご覧くださいできればと思います。

こちらはですね、液状化の危険度が高いという区域を表したものでございます。島根県により液状化危険度分布図というものが公表をされてございます。

この液状化の現象につきましては、直接的に人命被害には繋がらないという実態でありまして、被害を予測することも困難であるということと、規制の強化・対策を義務付けることも困難となっております。

それから、前回でもご説明しましたが、近年、松江圏で起きた最大地震であります鳥取県西部地震がありました。

松江市全体で震度5弱ぐらいを観測したわけではありますが、その際の中海沿岸の一部のところで液状化による被害が発生した程度でありまして、その他の地域においても、ほとんど被害がなかったという現状であります。

こうしたことから、この液状化の問題につきましても、本指針の災害リスクの分析対象から外したいと考えております。

それでは14ページのところです。図面の方も議題1-7をご覧ください。

先ほど、市全体の話をして、居住誘導区域内でも災害リスクとなり得るエリアが想定されるものについて、災害リスクの分析を行っております。

まず初めに水害リスクの分析ということで、14 ページでございます。
これにつきましては、想定最大規模の降雨によります浸水想定区域が
1,206 ヘクタール。これは市街化区域や用途地域面積の 34.2%にあたる
部分でありますけども、この面積が指定されているところでございま
す。

図面を見ていただきますと、市の中心部であります松江駅であつた
り、県庁・市役所といったような高次都市機能というのが集約されてい
る場所でも浸水の想定をされております。

また、それらの施設につきましては都市機能誘導施設として位置付け
ている施設などもございますけれども、ここの辺りについても浸水の想
定がされる区域に入っているという状況になってございます。

今日、お配りをしております当日参考資料という断面図をご覧になっ
ていただけますでしょうか。

こちらの図面は、国の方が公表している資料でございますが、平面図
の方に赤い線が入っており、ここの断面をとったものということで、上
側のところで断面が表示されております。

こちら今表示されている洪水水位というのが、昭和 47 年に大水害が
あったということでございまして、その時に断面的にどこまで水位が上
がったというものを示したものでございます。

ちなみに、今のこのウォーターレベルHP2.37 メートルと書いてござ
いますけれども、まだ皆さん記憶されているかと思いますが平成 18 年
にも水が浸かったという事例がありました。

その時の水位がHP1.97 メートルということで、この間の平成 18 年
水害のときよりも 40 センチメートル高い水害が、昭和 47 年にあったと
いうことでございます。

断面的に見ていただきますと、北田川とか北堀川などが若干低い部分
で、浸水が深いということが想定されますし、一番右側の方の国道 9 号
のあたりの所が水深が深いということが見て取れまして、平面的なもの
ではなく断面を示して、イメージをしてもらうためにこの資料をご用意
させていただいたところでございます。

それでは今度、A4 版の方に戻っていただきまして、大事な都市機能な
ども浸水想定区域に含まれますというところまで話をさせていただきました。

浸水想定区域のところでは、最近、線状降水帯の発生等によりまし
て、集中豪雨が頻発するということになりますので、長期間にわたって
局地的に降水量が増加する場合は、水災害だけではなく土砂災害も同時
に発生する可能性が高くなるということで考察をしております。

このことから、課題として4点を抽出しております。

まず、総合的な水災害対策が必要であること。

また、これは前回の都計審でも申し上げましたけども、洪水浸水想定区域、これをすべて制限するということは現実的ではないということで、垂直避難が可能な3メートル未満の区域は、速やかな避難等の対策の徹底が必要である。

それと3点目として、逆に3メートル以上の区域では、居住制限を含めた強力な水災害対策が必要である。

そして最後に、水災害と土砂災害の複合災害への備えが必要である。

ということで4点の課題を抽出しているところでございます。

続きまして15ページ。

図面の方は議題1-8をご覧ください。

こちらにつきましては、L2最大想定規模の浸水想定区域の上に高齢化率のエリアを重ね合わせた図面でございます。

図面上に点が打ってございます。

これは100メートルメッシュの中央に点を打ってございまして、65歳以上の高齢化率ということで、30パーセント以上のエリアが青点、高齢化率20から30パーセントのところを緑点、空白となっている部分につきましては、高齢化率が20パーセント未満、もしくは住んでいないというところの表示となっております。

これを見ていただきますと、青と緑の点が打ってあるこの区域の面積につきましては、浸水想定区域の約61.6パーセントのところ、2割以上の高齢化率があるということになっております。

中でも旧松江市や宍道町、さらには東出雲町につきましては、この高齢化率が30パーセント以上となっている区域もかなり多くあるということが見て取れます。

そのようなことから、高齢者に配慮した避難対策が必要であるという課題を抽出しているところでございます。

続いて、A4の方は16ページ、図面の方は議題1-9をご覧ください。こちらと同じく浸水想定区域最大規模のものに、指定避難所、指定緊急避難場所、避難距離というものを重ね合わせた図でございます。

緑で点を打っているもの、こちらが松江市の地域防災計画で指定をされております指定避難所と指定緊急避難場所を点で落としたものでございます。

こうしてみますと、浸水想定の色が入っているところに約31ヶ所の避難所が存在しているということでございます。

また、この緑色から半径500メートルというところで円を描いていま

すけれども、それで重なる部分を抜いたもの、要は移動距離 500 メートル未満のところが緑線の内側ということになってございます。

この 500 メートルにつきましては、高齢者の方が歩いて移動できる目安となる距離ということで、500 メートルを採用し、エリアを指定しているところでございます。

こちらを見ていただきますと、浸水想定区域の中で避難所から 500 メートル圏内に入っているのが 72 パーセントということでありすけれども、残りの 28 パーセントにつきましては、かなり指定避難所までの距離が長いということで、特に玉湯町、東出雲町につきましては、浸水想定区域が緑の枠内に入っていないというところが散見されるということになってございます。

ということから、このような圏内に居住していない方もいらっしゃいますので、情報周知や迅速な避難に向けた啓発活動などのソフト対策が必要であるという課題抽出をしております。

続きまして、A4 の方は 17 ページ、議題 1-10 になります。

こちらは洪水浸水想定区域に要配慮者利用施設というものを重ねたものでございます。

17 ページにこの要配慮者という注釈がついており、特に災害時に迅速・的確な行動が取りにくい方という定義をしております。

要配慮者利用施設は、その要配慮者がその施設の利用のために一定時間その施設内に留まって、サービス等の提供を受ける施設ということで、子育て支援施設、障がい者福祉関係施設、高齢者福祉関係施設、あと教育関係施設ということで地域防災計画の中で定義がされております。

今図面で見えていただいております、青い四角で囲ったものがその施設ということになります。

浸水想定区域の中に 149 ヶ所もこういう施設が存在しているということで、この要配慮者への避難対策が重要ということで、課題抽出をしているところでございます。

続きまして、A4 の方は 18 ページ、図面の方は議題 1-11 をご覧いただければと思います。

こちらはですね、意宇川沿いに黒い網かけがしてありますけれども、家屋倒壊等氾濫想定区域の図になります。

ご覧になっていただきますと、ピンク色の居住誘導区域内、この図面では 1 センチメートル程度でございますけれども、実際は延長が 280 メートルで、川岸から陸に向かって奥行きが 30 メートル程度のところに家屋倒壊等氾濫想定区域、河岸浸食の部分が指定されてございます。

面積は0.87ヘクタール、8,700平方メートルでございます。

現在そのエリアについては、建物が25棟近くあるということになってございます。

そのことから洪水によります浸水想定区域に加え、河岸浸食によって家が倒壊するというような恐れがありますので、災害が発生した場合には生命や財産に係る被害が大きいということから、居住の制限や移転促進を含めた強力な水災害対策が必要であるということで課題を抽出してございます。

以上が水災害の部分でございます。

続いては土砂災害の部分の分析でございます。

A4の方は19ページ、図面は議題1-12でございます。

こちらにつきましても、居住誘導区域内、数はそんなに多くはないんですけれども、山裾であったり、丘陵地などに隣接する場所において、土砂災害のハザードエリアというものが設定をされているところでございます。

この土砂災害が発生した場合は、建築物等の損壊により、生命、身体に著しい危害が生ずる恐れがあるとともに、道路が寸断されまして、速やかな避難・移動というものに支障があることが想定されます。

今、現状でこの4つの土砂災害ハザードエリアにつきましては、すでに居住誘導区域から除外をしているところでございますけれども、まだ、このエリアの中に実際にお住まいをされている方や、事業を営んでいる方がいらっしゃいます。

そのようなことから、土砂災害のハザードエリアには災害が発生した場合には生命や財産、インフラに係る被害が大きいことから、居住の移転促進も含めた強力な土砂災害対策が必要であるということで、課題を抽出しております。

続いてA4の20ページのところでございます。

こちらは、今までお話ししたことを、数字として取りまとめたものでございます。

以上が災害リスクの分析というところになります。

続いて防災まちづくりの将来像と方針というところになります。21ページになります。

松江市におきましては、松江市全体のまちづくり、それから土地利用方針を定めております、松江市都市マスタープランというものが平成30年3月に策定をしております。

その基本理念が一番上のところに書いてございます。

今ご説明をしております立地適正化計画につきましては、この都市マ

マスタープランで定めておりますまちづくり・土地利用方針におけます市街地の詳細版として作成した経緯がございます。

そのことから、松江市都市マスタープランの分野別方針というものを定めておまして、安全安心なまちづくりにおける将来像として、「災害に強い都市づくり」という方針を掲げております。

ですので、先ほど申し上げました災害リスクに対する対応を行いながら、災害に強い都市づくりを目指していくということを防災まちづくりの将来像として据えたいと考えております。

この松江市都市マスタープランは、市の一番大きな計画であります総合計画であつたり、市の地域防災計画と連動して作っておりますので、そのような趣旨を含んだ防災まちづくりの将来像ということになるかと思っております。

この防災まちづくりの将来像、これを実現するためにどうしていくかが、次ページ以降で取組方針として整理をさせていただいております。

まず、このまちづくりの取組方針として、先ほどの災害リスクの分析等で抽出した課題を踏まえまして、災害時に被害が発生しないようにする対策、「回避」の対策。

それから、災害時にもハード・ソフトの両面から被害を低減させる対策として「低減」対策。というものを明確にして、まちづくりの取組方針を以下の通り設定をしております。

まず、(ア)の水災害に対する取組方針というところになります。

まず居住誘導区域に関する方針でございます。

こちらにつきましては、前回の都市計画審議会の中でもご説明を申し上げたところでありますけども、方針といたしましては、一番として、浸水深3メートル未満の区域につきましては、居住誘導区域からの除外は行わない。

2点目、垂直避難が困難な浸水深3メートル以上の区域、こちらは居住区域から除外する、回避するという対策。

それから3点目、家屋倒壊等氾濫想定区域については居住誘導区域から除外するという取組方針としたいと思います。

続いて②、災害リスクに関する方針でございますけれども、抽出した課題、先ほどご説明した災害リスクの分析のところで、説明をいたしました課題8つをこちらで再掲をしているということになっております。

これらの課題に対して、取組方針の1点目としては、総合的な流域治水等を推進する。低減策。

2点目として、情報収集を徹底するとともに地域防災力を向上し、避難計画や意識啓発などの対策を強化する。これも低減策。

そして3点目、垂直避難が困難な浸水深3メートル以上の区域では、新たな開発を抑制する。これは回避策でございます。

それで4点目、高齢者に配慮した避難計画や情報伝達手段の充実等を図る。低減策。

それから5点目、要配慮者利用施設では、避難確保計画の策定や計画の実効性確保を促進することで、低減策。

この5つの取組方針を整理しています。

続いて23ページ、土砂災害に対する取組です。

土砂災害に対するすハザードエリアにつきましては、すでに居住誘導区域から除外していますので、その方針を継承したいと考えております。

2番目として、災害リスクに関する方針ということで、抽出した課題、さきほど説明した2つを再掲してございます。

抽出した課題を踏まえまして、取組方針としては青塗りで囲っている3つを据えたいと考えております。

まず、災害ハザードエリアでは新たな開発を抑制する回避策。

2点目、土砂災害対策を推進する。これは低減策。

そして3点目として、情報周知を徹底するとともに地域防災力を向上し、避難計画や意識啓発などのソフト対策を強化する低減策でございます。

この3つを土砂災害の対策として掲げたいと考えているところでございます。

この取組方針をどう整理していくかということが次ページ、24ページのところで書いてございます。先ほどの取組方針に対応する対策ということで整理してございます。

回避の策として3項目、それから被害が起こった場合の低減をしていくという低減策、これが18項目を整理してございます。

1番上の1番というところで、立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導ということで書いてございます。

これの詳細な中身につきましては、隣の25ページ1のところで詳細のことは説明をしておるところでございます。

24ページの先ほどの対策の隣に灰色の網掛けがしてございまして、方針ア①2は、先ほどの取組方針のご説明をさせていただきましたが、22ページを見ていただきまして、アは水災害対策に取り組む方針ということで、①のところが居住誘導区域に関する方針です。

取組方針の2番目というところで、垂直避難が困難な浸水深3メートル以上の区域は居住誘導区域から除外するという回避策の方針が書いて

ございます。

これの取組方針に呼応する対策であるということで、方針の番号をつけておりまして紐づけしております。

続きまして、表の右側に主体と書いてあります。これは「誰がするのか」というところになります。

「市」と書いてあるのは松江市でございます。

「事」と書いてあるのは事業者ということで、それぞれの対策ごとに主体を明らかにしてございます。

その右側に、長期・短期とありますけども、これはスケジュールを意味するものでございます。

下に注釈をつけてございますけれども、この短期という部分につきましては、この立地適正化計画の計画期間であります 2027 年度、令和 9 年度までの取組、ということで示しております。

一方、一番右側の長期につきましては、この立地適正化計画の計画年度が終わった以降につきましても継続していくということで矢印をつけております。

続いて 25 ページのところで、先ほど申し上げました対策の具体的な内容をいろいろ記しておりますけれども、黄色で囲っておりますけれども、今 2 番目のハザードエリアにおける新たな開発の抑制というところ見ておりますけども、ポツ 2 個目の最後に、R3 防計(風水害)27 ページと書いてあります。

これは今年の 3 月に地域防災計画の改定を行っておりまして、そこに記されている具体的な取組のページ番号を振っているところでございます。

これは参考までに入れているものでございますけれども、先ほど申し上げました防災まちづくりの対策の取組については、基本的には地域防災計画に載っているものを具体的な取組内容ということでリンクさせているところでございます。

見ていただきますとほとんど黄色がついてございます。

それ以外に 25 ページの 1 番上のところは 2 つ青で囲ってございます。

こちらにつきましては地域防災計画に書いてある取組ではなく、新たに追加をした項目になります。

まず、法改正を受けまして都市計画区域内における災害ハザードエリアでの開発については、立地適正化計画に基づきます届出制度、これを活用して助言を行うとともに災害レッドゾーンの開発については、特に必要があると認められる場合は勧告を行うと書いてあります。

藤居会長	この勧告に従わない場合につきましては、本市のホームページにおいて公表をするということを明確に書いてございます。これは法改正を受けてのものでございます。 同じく 2 番目としては、ハザードエリアにおける新たな開発の抑制ということで書いています。 これは都市計画法の改正に基づきまして、都市計画区域内の災害レッドゾーンという区域におきましては、開発行為については原則許可しないということで対応したいと考えております。 また、市街化調整区域内の災害イエローゾーンにおける開発行為につきましては、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例、今、条例改正作業中でございますけれども、これを条例改正することによって厳格化を図るということを明確に書かせていただいているところでございます。 それでは最後に 31 ページをご覧くださいければと思います。 先ほど説明をいたしました災害に強い都市づくりという将来像のために、目標設定をしているところでございます。 項目としては、災害時の安心感、要配慮者支援組織世帯カバー率、自主防災組織の結成率という 3 項目を目標指標に掲げているところでございます。 一応目標は設定をしてございますけれども、一番上の災害時の安心感などは 68.3 パーセントと非常に中途半端な数字になってございます。 こちらについては、現在改定作業をしている松江市の次期総合計画の計画期間が 2029 年までということで、立地適正化計画の計画期間より 2 年長いということになってございます。 今、次期総合計画において目標設定の指標として扱われるものから、単純に年数で按分している関係で半端な数字となっているというところでございまして、ご了承いただきたいなということでございます。 長くなってしまって申し訳ありませんでした。私の方からの説明は以上でございます。 事務局から説明がありましたが、松江市の立地適正化計画の改定、防災指針の策定についてご意見をいただくものになります。 パブコメの素案ということで、冊子とそれから冊子の拡大図の地図によってご説明がありました。 ページ数も多いですので、ご意見ご質問、前半と後半に分けて進めさせていただきます。 まず前半が A4 の冊子の 20 ページまでのところ、防災指針の概要と災
-------------	---

	害リスクの分析の部分について、今のご説明についてご意見ご質問等ございますでしょうか。
佐川様 (妹尾委員代理)	すみません、松江県土整備事務所の佐川と申します。 県の方で、関係する法律のもとで仕事をしておりましたので、若干助言というかですね、述べさせていただきたいと思います。 まず7ページ、本市のハザード区域等のところで水災害、土砂災害、地震災害、それぞれ関係する法律に基づいてハザード区域等が書いてございます。 この部分で必要十分だと思うんですけども、補足としまして、土砂災害のところで、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が書いてございます。 これ「特別」がついているか、ついていないかの違いなんですけれども、区分として、この土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律と非常に長い名前で、略して土砂法という土砂災害防止法と言うんですけども、その中で、それぞれ区域が現象ごとに分かれております。 土石流、急傾斜地、地すべりと分かれておりますので、パブリックコメントでお出しになるのであれば、そのところはきちっと書かれた方がよろしいんじゃないかと思います。 その理由の1つがですね、島根県では、土石流、急傾斜地、地すべり、この3つはイエローで指定をしているんですけども、土砂災害特別警戒区域は土石流と急傾斜地しかございません。 地すべりの特別警戒区域、いわゆるレッドはないという状態ですので、そこは明確にしておく必要があると思います。 関連しますので、すべてよろしいでしょうか。
藤居会長	事務局の方はすべてまとめてご回答でよろしいですか。 はい。では、お願いします。
佐川様	すみません。 それとさっきの土砂災害の関係で、19ページ。 19ページですね、土砂災害警戒区域(イエロー)、土砂災害特別警戒区域(レッド)、急傾斜地崩壊危険区域(レッド)、地すべり防止区域(レッド)。これいわゆる災害イエロー、災害レッドのことだと思うんですけども、少し紛らわしくなりはしないかと懸念しておりまして、この括弧をですね、外された方がいいのではないかというような助言というふ

	うにさせていただきたいと思います。 以上が土砂災害防止法の関係でございまして、もう1つ、8ページ。これ水防法の関係ですけども、浸水想定区域の洪水が計画規模(L1)と想定最大(L2)で書いてあります。 計画規模(L1)は、河川整備の基本となる計画規模、30から100年に1回の確率と書いてございます。一方、想定最大の方は概ね1,000年超に1回程度の確率と書いてございますが、島根県の河川課のホームページを見ますと、計画規模は30から100年程度と書いてあるんですが、この想定最大の方は、概ね1000年超に1回というのは記載がございません。 これはなぜかという、記憶に新しいところでは岡山県の真備の方で氾濫しまして、これが想定最大規模(L2)とほぼ同じ浸水区域であったということなんです、1,000年に1度というのがちょっと独り歩きしてしまってますね、誤解を与えかねない。その後の熊本とかこの程度のL2の雨が降っております。1,000年超に1回程度というものが誤解を与えかねないのかなというところの助言でございます。 後はですね、長くなって申し訳ないですけども、家屋倒壊等氾濫想定区域が河岸浸食で今パブリックコメント(案)の方に反映されておるんですけども、実は2種類ございまして、氾濫流のものも書いてあるページもあったと思うんですが、このパブリックコメント(案)で載せているのは河岸浸食ということであれば、このところの記載をすべて河岸浸食と書いておられた方がよろしいんじゃないのかなというのが助言でございます。 以上でございます。
藤居会長	じゃあ事務局から4点1つずつお願いします。
陶山係長	はい。事務局の陶山でございます。 まず土砂災害の細分化というご助言でございますので、こちらの方はよりわかりやすく、整理させていただきたいと思っております。
藤居会長	言われてから私も思ったのですが、7ページの土砂災害の表で、赤と黄色で示しているのは、もしかしたら、法律ごとの方がいいのかなって今聞いて思ったりもして、土砂災害特別警戒区域の下に土砂災害警戒区域のセルをつなげて、さらにもう一個列を足して、急傾斜地とか地すべりとかなのかなという気もしました。ちょっと表をご検討いただいて、パブコメの前に少し見やすくしてもらえればいいかなというのが1個目

	のご助言についてですね。 ではその次 2 番目の 19 ページの括弧を外す、外さないについてお願いいたします。
陶山係長	イエローとレッドの記載についてはですね、先ほどの 7 ページも含めて若干整理させていただきたいと思います。
藤居会長	3 つ目ですが、L2 の 1,000 年のことを書かない場合というのはどれくらいリスクか、やっぱり文言があるんじゃないかというところがあります。取ればいいのかというものでなさそうな気がするんですが。 むしろその 1,000 年に 1 度をとるより、これは今いただいた意見を頂戴して私が思うことですが、この資料のまま括弧書きで岡山県や熊本県の何年の災害規模とか書いた方が、イメージが湧くんじゃないかと思ったりするんですが。
服部課長	都市政策課の課長をしております服部です。 まず島根県さんの方では書いておられないということで、先ほど会長の方からありましたように、わかりやすさを求めたときには何年に 1 度といった括りを入れた方がいい場合もあるかと思います。 また国が出しております水災害リスクを踏まえた防災まちづくりガイドラインの中では、洪水浸水想定区域の想定最大規模降雨量、概ね 1,000 分の 1 程度というようなことが載っているところもございますので、例えばそういったものを引用して、1,000 分の 1 程度というようなことを補足しながら使うという方法はあるかと思いますので、書きぶりを工夫させていただきながら、わかりやすい方法でまとめたいと思います。
藤居会長	4 つ目、家屋倒壊等氾濫想定区域の浸食を全部明記するかどうかというところ、いかがですか事務局。
陶山係長	そういった明確な区分分けが必要だということでございますので、そこについての対応をさせていただきたいと思っております。
藤居会長	そうしましたら結構分量がありますので、パブコメの直前にパブコメ原稿の変更点を委員の方にお知らせいただくという対応はいかがでしょうか。委員の皆様。よろしいでしょうか。

委員	(全員了承)
藤居会長	そうしましたら、今の4点につきましては、事務局の方で書きぶりを考えていただいて、こういう形でパブコメ出しますっていう直前で各委員の方にお知らせいただくという対応にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 ほかに前半でご質問、ご意見等はございますでしょうか。
田中昌子委員	失礼します。田中です。 今、佐川委員さんのお話を伺っていて思ったんですが、松江市には防災会議というのか、防災計画というものがございましたよね。今のこの文言を事務局の方でちょっと検討していただくという話になっていたんですが、防災計画との繋がりで表現の方が整合していないということもいかかなと思ったりしますので、違う部署だと思いますが、その辺との調整はしていただいた方がよろしいかなと思いましたので。
藤居会長	事務局の方は地域防災計画の矛盾がないようにお願いしたいと思います。
陶山係長	はい。ご意見ありがとうございます。調整をさせていただきます。 ありがとうございます。
藤居会長	お待たせしました。三島委員、どうぞ。
三島委員	先ほど7ページのところ、県の方からお話がありましたが、地すべりと急傾斜で、地すべりという表現がないようなお話をされていました。 それは間違いですか。
佐川様	土砂災害防止法で、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域がございます。土砂災害警戒区域の方が現象別に土石流、急傾斜地、地すべりというのを県の方で指定しています。 一方で、特別警戒区域になりますと、土石流と急傾斜地だけなんです。地すべりの特別警戒区域というものは島根県で指定をしておりません。全国的にも静岡県で1件あったというふうに記憶しております。それは私が当時やっていた頃の情報ですので、間違っている可能性はありますが。地すべりというのは、かなり広範囲になりますので、この地すべりのレッドゾーンを指定しますと、非常に強い規制がかかりますの

	で、島根県では、地すべりに関してはイエローゾーンしか指定していないんです。全国的にも、先ほど申しましたように、静岡県ぐらいしか指定していない。地すべりというのは東日本の方で非常に多くありまして、新潟県あたりも多いんですけども、レッドゾーンの方は、先ほど説明したような理由から指定をされていないという現状であります。 ということで、地すべり防止区域というのは当然違う法律でございまして、これは松江市さんのハザードの区域として指定されているということになります。
藤居会長	三島委員、よろしいですか。
三島委員	そうすると、どういう風な整理をされるんですか。
陶山係長	法ごとに言葉であつたり、指定のレッド、イエローの使い方がまちまちだと思います。先ほど佐川様の方からいただきました土砂災害特別警戒区域の中にも種類を細分化すれば3種類あつて、その部分について表を直すというところで、その中で地すべりについて土砂災害防止法のレッドという扱いのものは県の方にはないよということをお願いしたと理解しております。 今は、これひとくくりにすべて特別警戒区域であつたり、土砂災害警戒区域という形でちょっと大きな括りにしておりますので、ここをしっかりと細分化をして表現をし、なおかつこの部分では県内にはないという、より分かりやすい整理をこのところでさせていただくということでまとめたいと思いますがよろしかったでしょうか。
三島委員	私の方はいいいですけども、パブコメされるので今みたいな注文が入っていくと分かりにくいとか困られるかなということで整理をお願いしたい。
陶山委員	より細分化ということで、種別ごとに見やすいように、もうちょっと詳細な表に直すという形で対応をさせていただきたいと思います。
藤居会長	私の方からちょっと一つお願いしたいと思うんですが、冊子の16ページを見ていただいてですね、16ページは500メートル圏内ぐらいで避難をする話で、17ページ、要配慮者の中には高齢者とかもあつてこちらでも避難のことになります。 1つページを戻していただいて15ページなのですが、高齢者に配慮し

	た避難対策が必要ですよっていう時の、A3で議題1-8っていう拡大版を見てもらった方が分かりやすいかもしれません。議題1-8のA4の資料を見ていただくと、高齢化率のメッシュのデータのドットが付いているのですが、この高齢化率が0から20、20から30、30パーセント以上っていう分け方がどうなのかなと一瞬思ったのは、佐草町は確か高齢化率が50を超えていると思うんですね。 そうすると、あそこは高齢者施設が多いけれど17ページの施設には入ってないみたいなんですけど、足腰ちゃんと立つ人が1人ずつ連れて逃げることをできない危険な高齢者の多い地域があるっていうこと考えると、30パーセント以上だけじゃなくて40と50パーセント以上を目立つ色にしてもいいのかなって、高齢者が避難するうえで非常に危険な地域をせつかくなら示して欲しいなというのがあるので、もし可能だったら高齢化率のプロットの色分けとか区切り方とか、ご検討いただければと思います。
角委員	同じ15ページですけども、高齢化率が平成27年なのはなぜか、平成27年の基準を採用されているか教えてください。今は令和3年ですよ。
藤居会長	事務局お願いします。
道橋主幹	これは国土技術政策研究所という国交省の関係機関が出してるデータなんですけど、基本的には国勢調査によるんですけども、令和2年のものがまだですね。
角委員	そうですね。5年に1回されてるはずですよ。それが反映されていないので何故かなと思ったんです。それが1つですね。 それともう1つがですね、非常にきれいに地図を作ってもらってますけれども、この地図は公開するものなのですか。もしそうであればですね、実は緑と赤は使わないようにしていただきたいです。 なぜかというとな男性の20人に1人はですね、識別ができないんです。緑と赤は。以上です。
陶山係長	図面の表記のことでございますが、色の使い方、ユニバーサルデザインを考えた時にどうかというのはあるかと思います。実はプライベートな事を申し上げますが、実は私、色弱でございます。こういった検査で引かかる目で見ても見える程度だということで、プライベートなこと

	で申し訳ないのですが、ある意味私を今基準に、今回こういう使い方、対応をさせていただいています。どうしても完璧にすべてを網羅するというのは、なかなか難しい点がございまして、極力見やすい資料作成ということで、色の使い方とかは配慮させていただきたいと思います。 ただ今回の部分につきましては、私が見た限りにおいて識別できるということで、対応させていただいているということでご配慮いただければと思います。
藤居会長	緑と赤の違いだけでなくコントラストの明度差で大分違うので、赤と緑を使うときはコントラストの方を変えていただくという対応すると、少しは判別しやすくなるというところがあるかと思います。 ほか、前半部分でご質問ご意見はございますでしょうか。
野々内委員	総合行政の話になると思うわけありますけども。 今日の新聞だったんですけども、斐伊川の、神戸川の放水路。この上流のところはかなり河床浸食といいますか、川の底が深くなるということで、場合によっては放水路に水が乗らないみたいな話もちょうと書いてあったんですよ。 そうしますと、ほとんどの水っていうのは宍道湖に流れこむということになるわけです。そうすると、今の想定の中で、ある程度放水路っていうのは考慮されていると思うんですね、洪水調節ということで。 今の国交省の中では、砂を入れたりして改善していくんだということがあるんですけども、そのあたりの考慮っていうのをすでにされてるものなのかどうなのか。 この辺が1点と、それからもう一つ可住地の話になるんですけども、私は意宇川なんです、河口付近に住んでいるわけなんです。そうしますと、意宇川の河口っていうのは中海に注ぎます。 これは汽水湖なんで、外海と繋がっていて潮の満ち引きがあるんですよ。 今年の7月もそうだったんですが、高潮までいかないところで洪水が起きたということだったんです。これが満潮状態になると川の水ってせきとめられていくんですよ。 それによって上流に影響していくといったようなことがあろうかと思っております。 今日の資料の中にはですね、高潮っていう言葉があるので、配慮されているのかなって思うんですけども、そこだけ聞かせていただきたいと思います。

藤居会長	回答を後日事務局から送るということにさせていただきます。 実はちょっと会議の終わり時間がかなり見えてきてしまったので、ちょっと今の2つのご質問については事務局の方で回答を作って、他の表記と合わせて、プリントか何かで郵送で委員の方にお知らせしていただくということで、お時間をちょうだいしたいと思いますので、事務局の方もそれで対応をお願いしたいと思います。 前半部分で急いで何かということがあれば事務局の方をお願いしたいです。 すぐ出してしまうれると思いますので、今日、明日中に前半部分で言い残したことがある方はお願いします。 では後半部分の方ですね、21 ページ以降の防災まちづくりの将来像と方針、それから防災まちづくりの取組に関してご質問ご意見ある方いらっしゃいますか。
三島委員	細かいことで申し訳ないんですが。春日町といいますか、湊北台のところの田原池。あそこは防災拠点という表現をちょっと聞いた記憶がありますけど、現在もそれが生きてるわけですか。
服部課長	今すぐに田原池が防災拠点かどうかは分からないんですけども。
三島委員	避難所といいますか。今、工事していますよね。
服部課長	一部埋め立てて、通常グランドゴルフができるような話だと思うんですけども。それと雨が降った場合には、一部、調整機能も持たせている、だいぶ前にそういった話はあったと思いますが、確認が取れていません。
藤居会長	また事務局の方で後日お願いします。他に後半部分のところご質問ご意見ございますか。 そうしましたら、前半部分のところ修正した形でパブコメの方に出していただいて、皆さんからパブリックコメントをホームページ上で市民の方からいただくということになります。 パブリックコメントの実施に向けて、事務局の方でご準備と委員の方に報告よろしく願いいたします。 それでは本日の審議会、以上で終わりたいと思います。

藤居会長	議事録署名人の指名 議事録の署名につきましては議席順を踏まえて、1 番の足立委員と 3 番の井上委員にお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは事務局にお返しいたします。
陶山係長	その他事項 藤居会長どうもありがとうございました。 本来ならばもっと時間を取りながらですね、ご意見いただくというのが筋かと思いますが、限られた時間のなかでご意見いただきましてありがとうございます。 一旦、今日いただいた意見を基にパブリックコメント案を修正したものをパブリックコメントにかけていこうと思っておりますが、パブリックコメントの最中でありましても、策定する段階までのところでお気づきの点等ございましたら、また事務局宛にメール、或いはお越しいただき、ご意見を賜ればと思っております。 ただ、いつまでもというわけにはいきませんので、パブリックコメントは、予定では 12 月の中旬ぐらいから年明け 1 月中旬ぐらいまでのところで実施したいと考えております。 少なからずパブリックコメントの期間までは、皆様からのご意見をいただいて、修正対応が可能な流れになろうかと思われますので、それに合わせ、お気づきの点等ありましたら、ご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、これにて第 48 回都市計画審議会を閉会させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。 (以上)

第 48 回 松江市都市計画審議会 議事録

署名

会長

委員

委員
